

古代日本における禁物規定と鉄

—日唐関市令の比較を中心に—

弘前大学人文社会科学部 武井 紀子

律令の一篇目である関市令には、禁物の出入制限についての条文群がある。日本令は唐令を継受して作成されたのであるが、北宋天聖令により従来復原されていなかった多くの唐令条文が知られ、日本令への継受を考える大きな手がかりを得ることとなった。これにより禁物関連条文も日唐での対応が確認されたのだが、辺境における禁物の互市禁止規定（不行唐六条）と、「禁鉄之郷」における鉄入手の特殊規定（不行唐七条）の両条は、日本令で大きく改編を加えている、あるいは継受しなかったことが明らかになった。

通常、日本令で唐令を改編する場合は、日唐の制度差や実態を踏まえ、てなされた。当該条文については、すでに貿易管理体制の日唐比較という側面からの検討はなされているものの、「禁鉄之郷」の不設定（日本令不継受）や東辺北辺における鉄冶設置の禁止（養老関市令6弓箭条）など、鉄関連の側面からの考察は十分に尽くされていない。加えて、これらの条文は、唐では辺境地域における交易問題と密接に結びつく内容を持ち、古代日本の東北経営のあり方や、八世紀以前から続くエミシとの交易体制を踏まえなければ、立条の意図を正しく読み解くことはできないであろう。

本報告では以上のような問題意識のもと、日唐関市令の比較を通じて、禁物規定と鉄との関係について考察を加えたい。